

平成 30 年度 奨学生志望のしおり

当会は学術優秀・品行方正でありながら経済的理由により、修学が困難な学生・生徒に対し、返還不要の奨学援護を行ない社会有用の人材を育成し、もって社会・文化の発展に寄与することを目的としています。

1. 出願の資格

大阪府下の大学（留学生）・大学に在学する学生・生徒で学術優秀・品行方正でありながら経済的理由により修学が困難と認められる者であって、学校長（学部長も可）の推薦する者のうちから選ばれる。

（留学生とは）

- ① アジア、太平洋地域の諸国から勉学または研究のため「留学」の在留資格を持つ私費留学生。
- ② 博士の学位を取得していない者。
- ③ 他の奨学金を受けていない者。

2. 出願手続と提出書類

本会所定の様式により、願書を本会に提出する。

- (1) 願書の作成にあたっては本人と連帯保証人（通常は両親のいずれか一方、または学資負担者を連帯保証人とする。）が必要事項を記入し学校長（学部長も可）の推薦を受けて当会に提出する。
- (2) 出願者は前号と同時に学資負担者の前年度所得証明書、本人自筆履歴書（写真添付）、在学証明書、並びに前年度の学業成績書（新1年生は高校3年生のもの）を添付すること。

3. 奨学生の採否決定および通知

- (1) 推薦学生について人物・学業成績・家庭状況等各方面から総合的に検討し、本会選考委員会の選考を経て理事会にて採否を決定する。
- (2) 奨学生の採否決定は、6月上旬頃に在学学校長を通じて本人に通知する。

4. 奨学生の義務

奨学生は学校卒業後、就職その他一切の特別な制限拘束を受けない。但し学校在学中は次の事項を守らなければならない。

- (1) 本会奨学の趣旨に鑑みて奨学生の品格を保つように努めること。
- (2) 学年末、学業成績表、生活状況報告書を提出すること。
- (3) 奨学金を就学目的以外に使用しないこと。
- (4) 連帯保証人の変更および奨学生または連帯保証人の住所の変更等、本会に報告を要する事項は速やかに届出ること。

5. 募集予定人員 大学生（留学生含む）13名

6. 募集締切日 平成 30年5月9日（水） 到着分まで

7. 給付月額と給付期間 大学生（留学生） 40,000円 大学生 30,000円

<期 間> 平成30年4月より最短修業期間

（お申込み・お問い合わせについて）

- 各大学奨学金ご担当の方へ

申込方法・書類等については下記までご連絡下さい。

〒541-0054 大阪市中央区南本町2丁目3番12号

公益財団法人 奥村奨学会 事務局

電話 06-6268-3126 FAX06-6268-3128

- 学生・保護者の方へ

学生・保護者からの当会への直接のお申込み、お問い合わせは受け付けておりません。

各大学の学生課等を通じてお申込み・お問い合わせください。

以上